

神奈川県循環型社会づくり計画の概要



循環型計画の性格

廃棄物処理法に基づく廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画

計画期間

平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間

事業計画期間

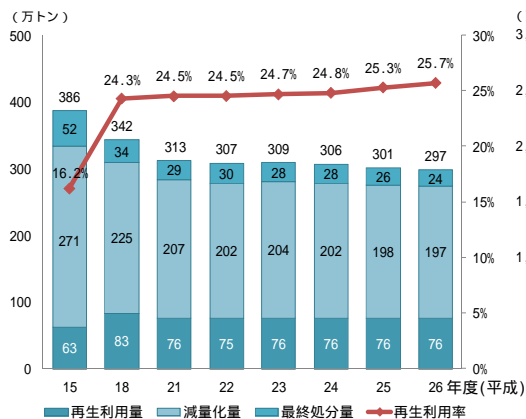
平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間

基本理念（本県の目指す姿）

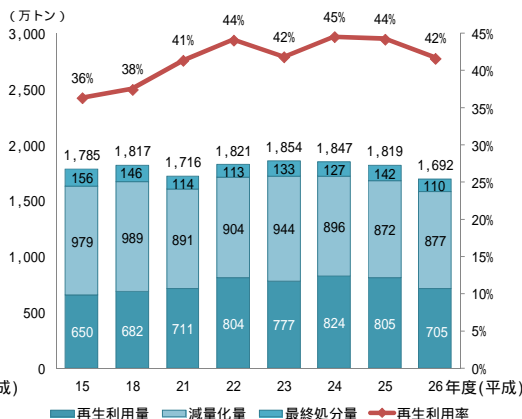
廃棄物ゼロ社会

現状

一般廃棄物



産業廃棄物



計画目標

平成 33 年度における目標値（目標 5 を除く。）

	項目	目標値	H26 年度実績
目標 1	生活系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量	664g/人・日	681g/人・日
目標 2	事業活動による廃棄物の県内 GDP（県内総生産）当たりの排出量	53.6 トン/億円	55.0 トン/億円
目標 3	一般廃棄物の再生利用率	31%	25.7%
目標 4	製造業における産業廃棄物の再生利用率	50%	43.5%
目標 5	不法投棄等残存量	前年度より減少	126,697 トン

施策の基本的な方向性

地球温暖化対策

神奈川県地球温暖化対策計画に掲げた平成 42 年度の県内の温室効果ガスの総排出量を平成 25 年度比で 27%削減する目標の達成に向け、廃棄物部門においても、焼却等を抑制するため 3R を一層推進するとともに、廃棄物エネルギーの有効利用を促進します。

食品廃棄物対策

一般家庭、食品小売業、外食産業から排出される食品ロスを削減する対策等を促進するとともに、フードチェーン全体における自主的な再生利用の取組を促進します。

建設汚泥の排出抑制及び再生利用

海洋投入処分に係る規制が厳格化されることを踏まえ、建設汚泥のさらなる排出抑制の取組や再生利用を進める取組を促進します。

P C B 廃棄物の確実な処理

P C B 廃棄物の処理が、処理期限までに確実に行われるよう、保管事業者等への指導を徹底するとともに、県が保有している P C B 廃棄物の処理を進めます。

建設廃棄物の適正処理

今後とも高い水準で排出されることが想定される建設廃棄物について、排出事業者への適正処理の指導を徹底します。

災害廃棄物対策

大規模災害が発生した場合、大量の廃棄物の発生が想定されることから、平時から必要な処理体制の構築を進めるとともに、発災時には、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を図ります。

施策体系

大柱 資源循環の推進

- 中柱 - 1 一般廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進
 - 小柱(1) 生活系ごみの3Rの推進
 - 小柱(2) 事業系一般廃棄物の3Rの推進
 - 小柱(3) 広域的なごみ処理と各種リサイクル制度の推進
- 中柱 - 2 産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進
 - 小柱(1) 産業廃棄物の3Rの推進
 - 小柱(2) 建設廃棄物の3Rの推進
 - 小柱(3) 上下水道汚泥等の3Rの推進
- 中柱 - 3 人材の育成と広域連携の推進等
 - 小柱(1) 環境教育・学習及び人材育成の推進
 - 小柱(2) 県域を越えた広域的な取組の推進
 - 小柱(3) 環境関連技術の研究、開発の推進

大柱 適正処理の推進

- 中柱 - 1 廃棄物の適正処理の推進
 - 小柱(1) 一般廃棄物の適正処理の推進
 - 小柱(2) 産業廃棄物の適正処理の推進
 - 小柱(3) 有害物質を含む廃棄物等の計画的な処理
- 中柱 - 2 PCB廃棄物の確実な処理
 - 小柱(1) PCB廃棄物の確実な処理
- 中柱 - 3 不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進
 - 小柱(1) 不法投棄を許さない地域環境づくり
 - 小柱(2) 産業廃棄物の不適正処理対策の推進
 - 小柱(3) 不法投棄の原状回復に向けた取組
- 中柱 - 4 海岸美化等の推進
 - 小柱(1) 海岸美化や海岸漂着物対策の推進
 - 小柱(2) 美化キャンペーン等普及啓発の実施

大柱 災害廃棄物対策

計画の推進

県民の役割

- ・3Rの実行
- ・持続可能な循環型の生活様式への見直し、環境に配慮した製品等の選択
- ・食品ロスの削減や分別収集など3Rの推進に向けた施策への協力 等

事業者の役割

- ・生産工程、流通過程における3Rの実行
- ・消費、廃棄段階での廃棄物削減に向け、生産する製品における設計の工夫
- ・環境負荷の低減のための廃棄物の適正な処理 等

市町村の役割

- ・3Rの推進
- ・安全安心な廃棄物処理
- ・循環型社会づくりに向けた地域における住民、事業者の取組の促進 等

県の役割

- ・3R及び適正処理の推進
- ・コーディネーターとして、循環型社会づくりの推進
- ・災害廃棄物処理施策の推進 等